

議案第172号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴い、マンションの建替え又は更新に関する建築物の各部分の高さの特例の許可の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第8中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション建替え」を「要除却等認定マンション建替え又は更新」に改める。

別表第11 1の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表2の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第11 1の項及び2の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。